

令和3年9月吉日

各 位

ジェーエムエル  
J M L

(株) 日本海洋資格センター  
代表取締役 中 野 隆



### 「基本訓練実地訓練」開催のご案内について

拝啓 新涼の候、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素から船員教育事業に格別のご高配を賜りまして厚くお礼申し上げます。

さて、当会社(株)日本海洋資格センター(通称:JML)は、内航船員及び外航船員に対する「STCW条約第6章第1規則に定める基本訓練実地訓練(生存訓練【STCW条約コードA-6-1-1】及び消火訓練【STCW条約コードA-6-1-2】)」について、令和3年3月25日付で国土交通省船員政策課長から「確認書(合格通知)」をいただきました。

ご承知のように、STCW条約基本訓練実地訓練(生存訓練及び消火訓練)は、現在平成29年度から外航船員が対象となっておりますが、2022年(令和4年)4月から内航船の近海区域船が、また2024年(令和6年)4月からは内航船員の沿海区域船が対象になります。

当会社は、この基本訓練実地訓練の実施について、2年前から研究・検討を行ってきました。

つきましては、この度令和3年度から、対象船員の受講受入れが可能なように、当会社の下記の6事務所で開催の運びとなりましたので、別紙のとおり受講生の募集につきまして、ここにご案内を申し上げます。

なお、当会社では、生存訓練及び消火訓練を各1日計2日で実施することとし、受講料は、生存訓練55,000円(税込)及び消火訓練66,000円(税込)とさせていただきます。

詳細につきましては、別紙の案内書をご覧ください。

最後になりましたが、今後も「教育機関」や「公共機関」として船員教育事業の重要な役割を担っていく所存でございますので、当基本訓練実地訓練の開催の趣旨につきまして、ご理解ご協力を賜わり、なお一層のご支援とご鞭撻を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

### 記

JML本社 812-0011 福岡県福岡市博多区博多駅前3-2-1 日本生命博多駅前ビル3階  
TEL 092-473-5005 FAX 092-473-5025 E-mail: [info@jml-gr.jp](mailto:info@jml-gr.jp)

JML関西事務所 662-0934 兵庫県西宮市西宮浜1丁目31番地 西宮浜産業交流会館4階  
TEL 0798-31-0205 FAX 0798-31-0206 E-mail: [kansai@jml-gr.jp](mailto:kansai@jml-gr.jp)

JML中国事務所 733-0036 広島県広島市西区観音新町4-14-6 広島観音マリナー内  
TEL 082-207-2633 FAX:082-207-2634 E-mail: [chugoku@jml-gr.jp](mailto:chugoku@jml-gr.jp)

JML長崎事務所 850-0055 長崎県長崎市中町1-25M J M中町ビル2階  
TEL 095-832-8850 FAX:095-832-8110 E-mail: [nagasaki@jml-gr.jp](mailto:nagasaki@jml-gr.jp)

JML九州海技学院 869-3207 熊本県宇城市三角町三角浦1193  
TEL 0964-52-2451 FAX:0964-52-3041 E-mail: [kaigigakuin@jml-gr.jp](mailto:kaigigakuin@jml-gr.jp)

JML沖縄事務所 900-0001 沖縄県那覇市港町2-16-1 琉球新報開発ビル6階  
TEL 098-868-3400 FAX:098-861-6138 E-mail: [okinawa@jml-gr.jp](mailto:okinawa@jml-gr.jp)

# 令和3年度 STCW基本訓練実地訓練案内

2010年のSTCW条約の改正(マニラ改正)に基づき、船員として身に付けておかななくてはならない個々の生存技術及び防火・消火の能力に関し、航海士及び機関士の能力要件に明示されました。また、これらの能力の証明は5年ごとに求められます。

## 生存訓練

STCW条約コードA-6-1-1 (1~11)

- 救命胴衣の着用及び使用
- イマーションスーツの着用及び使用
- 高所から水中への安全な飛び込み
- 救命胴衣着用時における救命筏の反転復正
- 救命胴衣を着用しての遊泳
- 救命胴衣非着用時の着衣遊泳
- 救命胴衣着用による救命筏への乗り込み
- 救命筏内の初期行動
- シーアンカーの取り扱い
- 救命艇及び救命筏の備品取扱い
- 無線設備を含む位置を知らせる装置の操作

## 消火訓練

STCW条約コードA-6-1-2 (1~10)

- 各種持ち運び式消火器の使用
- 自蔵式呼吸具の使用
- 小規模火災の消火
- 噴射及び噴射ノズルを用いた大規模火災の水消火
- 泡、粉末又は他の適切な化学薬剤による消火
- 泡が注入された区域への命綱のみの侵入
- 煙の充満した閉鎖区域における自蔵式呼吸具装着しての消火
- 炎及び煙の充満した居住区又は模擬機関室内における消火
- 霧放射器及び噴射ノズルによる油火災の消火
- 煙の充満した居住区において自蔵式呼吸具を使用しての救助

◎ 内航船に乗り込む船員に対する基本訓練の実施時期および修了証等の取得期限

近海区域を航行する総トン数20トン以上の船舶に乗り込む船員	沿海区域（限定沿海区域を除く）を航行する総トン数20トン以上の船舶に乗り込む船員
2022年4月1日から2024年3月31日 までに有効期限が満了する船員 … <b>2023年3月31日まで</b>	2024年4月1日から2026年3月31日 までに有効期限が満了する船員 … <b>2025年3月31日まで</b>
2024年4月1日から2026年3月31日 までに有効期限が満了する船員 … <b>2024年3月31日まで</b>	2026年4月1日から2028年3月31日 までに有効期限が満了する船員 … <b>2026年3月31日まで</b>
2026年4月1日から2028年3月31日 までに有効期限が満了する船員 … <b>2025年3月31日まで</b>	2028年4月1日から2030年3月31日 までに有効期限が満了する船員 … <b>2027年3月31日まで</b>
2028年4月1日から2030年3月31日 までに有効期限が満了する船員 … <b>2026年3月31日まで</b>	2030年4月1日から2032年3月31日 までに有効期限が満了する船員 … <b>2028年3月31日まで</b>
2030年4月1日から2032年3月31日 までに有効期限が満了する船員 … <b>2027年3月31日まで</b>	2032年4月1日から2034年3月31日 までに有効期限が満了する船員 … <b>2029年3月31日まで</b>
2022年4月1日以降に初めて船員手帳を受給する船員、および2022年3月31日以前に船員手帳の有効期限が失効し、新たに船員手帳を受給する船員 … <b>最初に船内における任務を割り当てられる前</b>	2024年4月1日以降に初めて船員手帳を受給する船員、および2023年3月31日以前に船員手帳の有効期限が失効し、新たに船員手帳を受給する船員 … <b>最初に船内における任務を割り当てられる前</b>

## ◎必要書類

- ① 受講申込書
- ② 健康状態申告書（生存・消火）
- ③ 住民票、運転免許証の写し（現住所が確認できるもの）
- ④ 海技免状（航海・機関）の写し

必要書類につきましては開催日一週間前までに該当の事務所へ郵送、またはFAXにてお送りください。

\* FAXにて送付された方は受講当日に書類の原本をお持ちください。

## ◎修了証の発行について

- ・ 修了証は原則日本語の表記での発行となります。

また、英文表記の修了証につきましては別途1,100円必要となりますので、申し込み時にお知らせください。

- ・ 修了証は受講完了後に現住所へ発送をさせていただきます。

現住所以外に発送を希望する方は、申し込み時に郵送先をお知らせください。

## お問い合わせ先



株式会社 日本海洋資格センター  
JAPAN MARINE LICENSE CENTER

基本訓練URL: <https://jml-gr.jp/basic>

- |   |  |
|---|--|
| ○ 本社<br>〒812-0011<br>福岡県福岡市博多区博多駅前3-2-1-3F<br>TEL:092-473-5005 FAX:092-473-5025<br>E-mail: <a href="mailto:info@jml-gr.jp">info@jml-gr.jp</a>               | ○ 長崎事務所<br>〒850-0055<br>長崎県長崎市中町1-25 MJM中町ビル2F<br>TEL:095-832-8850 FAX:095-832-8110<br>E-mail: <a href="mailto:nagasaki@jml-gr.jp">nagasaki@jml-gr.jp</a>    |
| ○ 関西事務所<br>〒662-0934<br>兵庫県西宮市西宮浜1-31 西宮浜産業交流会館4F<br>TEL:0798-31-0205 FAX:0798-31-0206<br>E-mail: <a href="mailto:kansai@jml-gr.jp">kansai@jml-gr.jp</a>    | ○ 九州海技学院<br>〒869-3207<br>熊本県宇城市三角町三角浦1193<br>TEL:0964-52-2451 FAX:0964-52-3041<br>E-mail: <a href="mailto:kaigigakuin@jml-gr.jp">kaigigakuin@jml-gr.jp</a>   |
| ○ 中国事務所<br>〒733-0036<br>広島県広島市西区観音新町4-14-6 観音マリーナ内<br>TEL:082-207-2633 FAX:082-207-2634<br>E-mail: <a href="mailto:chugoku@jml-gr.jp">chugoku@jml-gr.jp</a> | ○ 沖縄事務所<br>〒900-0001<br>沖縄県那覇市港町2丁目16-1 琉球新報開発ビル 6F<br>TEL:098-868-3400 FAX:098-861-6138<br>E-mail: <a href="mailto:okinawa@jml-gr.jp">okinawa@jml-gr.jp</a> |